JIS 見直しに係る審議の変更について

日本産業規格(以下、JISという。)は、産業標準化法に基づき、JISを制定又は確認若しくは改正した日から少なくとも5年を経過するまでに見直す必要があります。2019年度に認定産業標準作成機関の活動を始めてから、当会では、多数のJISがあることから効率的な運用のために、別添1のとおり、毎年度一括してJIS見直しを行うこととしております。

この中で、産業標準作成委員会の審議は、「JIS 見直しの審議」にて「改正」、「確認」又は「廃止」のいずれにするかの見直し方針を決定し、その後 JIS 案作成予定一覧表の公表等によって利害関係者の意向を適切に反映した上で、「JIS 確認及び JIS 廃止の申出に係る審議」を行うこととしております。

一方、JIS 見直しについては、2019 年度から上記のとおり適切なプロセスに基づき実施し実績を重ねてきたこと、また、「JIS 見直しの審議」及び「JIS 確認及び JIS 廃止の申出に係る審議」については、何人かの委員からそれぞれの審議の内容は類似しており違いが分かりにくいといったご意見もございました。

そこで、利害関係者の意向の適切な反映を維持しながら、さらなる効率化・合理化のために、産業標準作成委員会の審議を1回に集約したいと考えております。

つきましては、JIS 見直しに係る審議について、別添2の変更を行い、本年度から別添3の変更案のとおり実施してよろしいか、ご審議をお願いいたします。

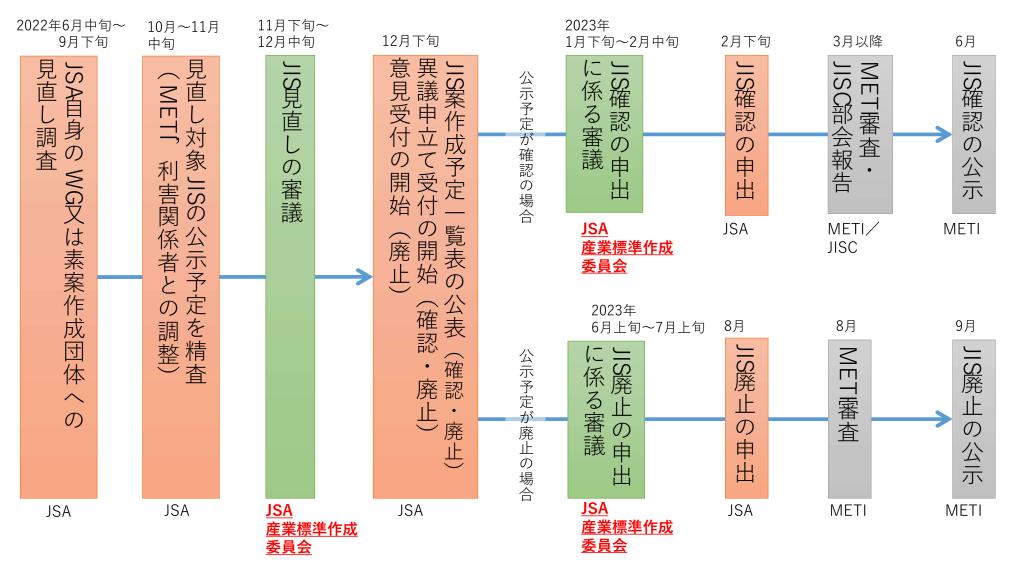
以上

別添1:JISの見直しに関する審議(従来)

標準化で、世界をつなげる。 **JSA**GROUP 日本規格協会グループ SINCE 1945

(1) JIS見直しの流れ

(2022年度審議資料から抜粋)





(2) JIS見直しの審議について

目的: 次年度に5年見直し期限を迎えるJISについて、「改正」、「確認」又は

「廃止」のいずれにするかの見直し方針を決定します。

1. 利害関係者の意見を確認するため、JSAが見直し対象のJISを抽出し、 調査します。

※ 見直し対象は、次年度に5年見直し期限を迎えるJISです。

※ 技術的動向、対応国際規格や引用規格の改正・廃止などを背景に、 JISを改正する必要があるのか、確認でよいのか、又は廃止するか などを調査します。



2. JSAが調査結果に基づき、それぞれのJISについて「改正」、「確認」又は「廃止」のいずれにするかの案(以下、JIS見直し案という。)を理由とともに作成します。

その際には、必要に応じて、JSA自身のWG又は素案作成団体に事実確認を 行います。

その後、産業標準作成委員会にお諮りします。

- ※ 当該JISが次に該当し、次年度までに「改正」又は「廃止」の公示を予定している場合は、JIS見直し案を「改正」又は「廃止」とします。
- ※ 当該JISが次に該当し、これから改正又は廃止に着手するため、次年度までに 「改正」若しくは「廃止」の公示ができない場合、 又は次に該当しない場合は、JIS見直し案を「確認」とします。

改正又は廃止が必要な要因
市場実態又は技術動向に合わせ、最適な技術内容とすべく、規定内容の変更が必要
社会的要因で規定内容の変更が必要(環境問題など)
対応国際規格の改正又は廃止があり、規定内容の変更が必要
対応すべき国際規格が新たに制定され、それに整合することが必要
引用規格の改正及び/又は廃止があり、規定内容の変更が必要
引用すべきJISが新たに制定された
引用(参照)法規の改正及び/又は廃止があり、規定内容の変更が必要
引用(参照)すべき法規が新たに制定された
技術の陳腐化・利用の縮小等、JISの廃止が妥当



- 3. 産業標準作成委員会でJIS見直し案をご審議いただきます。
 - ※ JIS見直し案の資料については、 JSAで事実確認を行っております。
 - ※ 対応国際規格などの改廃状況は、資料2別添2の参照文書(JSA調査結果)に 記載しております。
 - ※ ご承認いただいたJIS見直しのうち、公示予定が「確認」及び「廃止」の JISは、JIS作成予定一覧表としてJSAホームページに掲載します。 (利害関係者に対する産業標準作成委員会への参加の機会の確保及び 異議申立ての機会の確保のため)



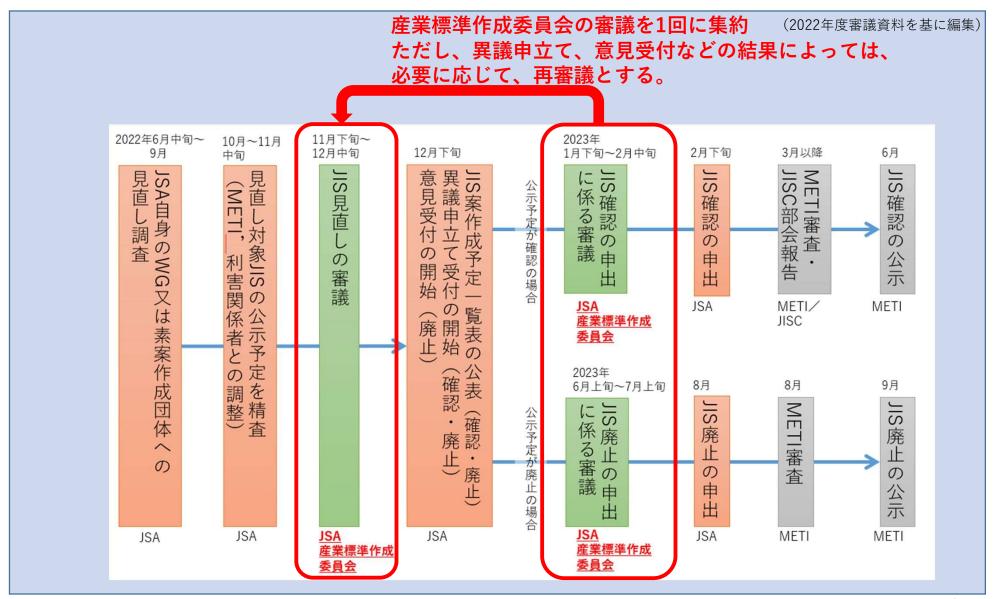
(3) JIS確認の申出に係る審議

目的: 利害関係者の意向を適切に反映するためのプロセスを経て、 主務大臣にJISの確認の申出をしてよいかどうかを決定します。

- 1.確認のJIS作成予定一覧表の公表によって、利害関係者の意向を確認した後、 JSAが日本産業規格作成審議経過報告書(確認)を作成します。
 - ※ 当該報告書では、確認の申出を行う対象JIS、確認する理由、認定機関としてのプロセスの結果(JIS見直しの審議~確認のJIS作成予定一覧表の公表の結果)を示しております。
- 2. 産業標準作成委員会で日本産業規格作成審議経過報告書(確認)に基づき、 ご審議いただきます。
 - ※ JIS見直しの審議の結果から変更がある場合は、JSAからその旨産業標準 作成委員会にご報告いたします。
- 3. 産業標準作成委員会で承認されたJISは、JSAから主務大臣へJISの確認の申 出を行います。

別添2:JIS見直しに係る審議の変更点



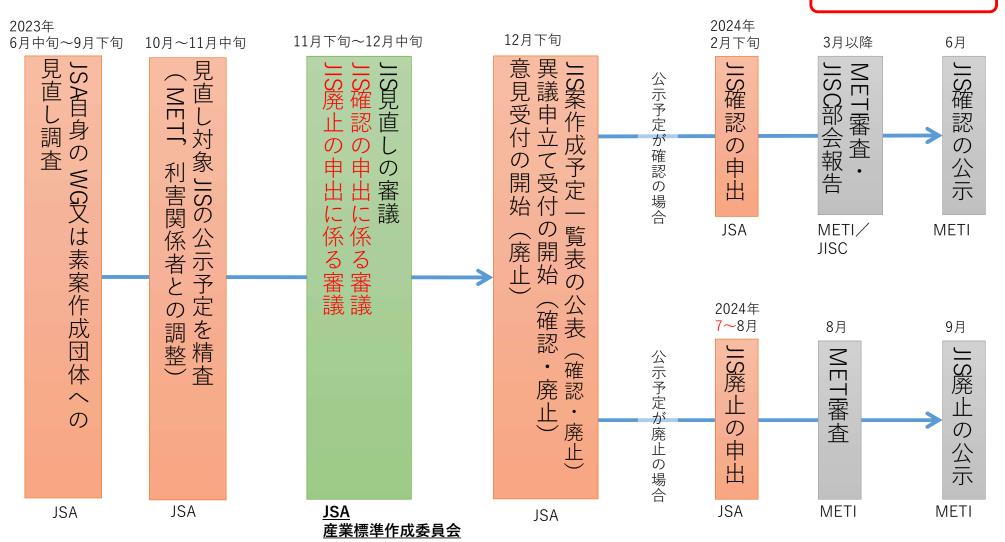


別添3:JISの見直しに関する審議(変更案)

(1) JIS見直しの流れ



赤字:変更箇所





(2) JIS見直しの審議について

目的: 次年度に5年見直し期限を迎えるJISについて、「改正」、「確認」又は

「廃止」のいずれにするかの見直し方針を決定します。

1. 利害関係者の意見を確認するため、JSAが見直し対象のJISを抽出し、 調査します。

※ 見直し対象は、次年度に5年見直し期限を迎えるJISです。

※ 技術的動向、対応国際規格や引用規格の改正・廃止などを背景に、 JISを改正する必要があるのか、確認でよいのか、又は廃止するか などを調査します。



2. JSAが調査結果に基づき、それぞれのJISについて「改正」、「確認」又は「廃止」のいずれにするかの案(以下、JIS見直し案という。)を理由とともに作成します。

その際には、必要に応じて、JSA自身のWG又は素案作成団体に事実確認を 行います。

その後、産業標準作成委員会にお諮りします。

- ※ 当該JISが次に該当し、次年度までに「改正」又は「廃止」の公示を予定している場合は、JIS見直し案を「改正」又は「廃止」とします。
- ※ 当該JISが次に該当し、これから改正又は廃止に着手するため、次年度までに 「改正」若しくは「廃止」の公示ができない場合、 又は次に該当しない場合は、JIS見直し案を「確認」とします。

改正又は廃止が必要な要因								
市場実態又は技術動向に合わせ、最適な技術内容とすべく、規定内容の変更が必要								
社会的要因で規定内容の変更が必要(環境問題など)								
対応国際規格の改正又は廃止があり、規定内容の変更が必要								
対応すべき国際規格が新たに制定され、それに整合することが必要								
引用規格の改正及び/又は廃止があり、規定内容の変更が必要								
引用すべきJISが新たに制定された								
引用(参照)法規の改正及び/又は廃止があり、規定内容の変更が必要								
引用(参照)すべき法規が新たに制定された								
技術の陳腐化・利用の縮小等、JISの廃止が妥当								



- 3. 産業標準作成委員会でJIS見直し案をご審議いただきます。
 - 【JIS見直し案の例: 資料2別添4】
 - ※ JIS見直し案の資料については、JSAで事実確認を行っております。
 - ※ 対応国際規格などの改廃状況は、資料の参照文書(JSA調査結果)に 記載しております。
 - ※ ご承認いただいたJIS見直しのうち、公示予定が「確認」及び「廃止」の JISは、JIS作成予定一覧表としてJSAホームページに掲載します。 (利害関係者に対する産業標準作成委員会への参加の機会の確保及び 異議申立ての機会の確保のため)



(3) JIS確認及び廃止の申出に係る審議

赤字:変更箇所

目的: 利害関係者の意向を適切に反映するためのプロセスを通し、 主務大臣にJISの確認及び廃止の申出をしてよいかどうかを決定します。

- 1. JIS見直しの審議と同時に、JSAが作成審議経過報告書(確認及び廃止)(案)を作成します。
 - ※ 当該報告書では、確認及び廃止の申出を行う対象JIS、確認及び廃止する理由、 認定機関としてのプロセスの予定(JIS見直しの審議〜JIS作成予定一覧表の公表結 果(確認及び廃止)(予定)、並びに意見受付公告結果(廃止)(予定))を示し ております。
- 2. 産業標準作成委員会で作成審議経過報告書(確認及び廃止)(案)に基づき、 ご審議いただきます。 作成審議経過報告書の例:確認【資料2別添5】、廃止【資料2別添6】
- 3. 審議後、JIS作成予定一覧表の公表(確認及び廃止)及び意見受付公告(廃止)によって、利害関係者の意向を確認します。
 - ※ これによって利害関係者から意見等があった場合で、議決結果の変更又は 意見等を採用しない場合は、再度、産業標準作成委員会にお諮りいたします。 ただし、意見の提出がない、又は審議の結果に影響を与えない場合は 4. 申出へと進みます。
- 4. 産業標準作成委員会で承認されたJISは、JSAから主務大臣へJISの確認及び廃止の 申出を行います。

別添4_JIS見直し案の例_2022年度基本分野

2023年度に見直し期限を迎えるJISの見直し(案)(基本分野)

							【JIS書誌情報】							 参	参照文書の記号の訪			
		公示予定 (確認, 改正, 廃			M	**		書誌情報					照 文 調査結	±	当該JIS発効時の 続している。当該JIS発効時以 正及び/又は廃山当該JISに参照文	降、参照文書の Lされている(現	一部及び/又は全	てが、改
規格番号	規格名称	止又は"一"を入 力)	左記理由	対応国際規格との整合	備考	素案作成団体		最新	公示	主務大臣	専門 委員会							
							規格番号及び 西暦年	種類	年月日			対応 国際 規格	引用 JIS	引用 国際 現格	対応国際規格	対応国際規格 の同等性	JIS制定 年月日	JIS最新 改正日
JIS B 0002-1:1998	製図―ねじ及びねじ部品―第1部: 通則	確認	対応国際規格が改正、廃止等されていないとともに、技術的な環境変化も生じていないため、現時点ではJISの改正の必要がない。	1: IDT		無	JIS B 0002- 1:1998	確認	2018/10/2	2 経産	基盤技術	0	x	- IS	SO 6410-1:1993	IDT	1998/01/20	
	製図―ねじ及びねじ部品―第2部: ねじインサート	確認	対応国際規格が改正、廃止等されていない とともに、技術的な環境変化も生じていない ため、現時点ではJISの改正の必要がない。	1: IDT		無	JIS B 0002- 2:1998	確認	2018/10/2	2 経産	基盤技術	0	×	- Is	SO 6410-2:1993	IDT	1998/01/20	
JIS B 0002-3:1998	 製図―ねじ及びねじ部品―第3部: 簡略図示方法	改正	 改正に着手しており、本年度中に改正公示 予定であるため。	1: IDT		無	JIS B 0002- 3:1998	確認	2018/10/2	2 経産	基盤技術	×	0	- IS	6O 6410-3:1993	IDT	1998/01/20	
	製図―スプライン及びセレーションの表し方	確認	これから改正に着手し、改正公示となるの が再来年度以降となるため、確認する。	1: IDT		無	JIS B 0006:1993	確認	2018/10/2	2 経産	基盤技術	×	-	× IS	O 6413:1988	IDT	1993/05/01	
	製図―配管の簡略図示方法―第1 部:通則及び正投影図	確認	技術的な環境変化が生じていないため、現 時点ではJISの改正の必要がない。	1: IDT		無	JIS B 0011- 1:1998	確認	2018/10/2	2 経産	基盤技術	×	×	× IS	SO 6412-1:1989	IDT	1998/01/20	
JIS B 0011-2:1998	製図―配管の簡略図示方法―第2 部:等角投影図	確認	技術的な環境変化が生じていないため、現時点ではJISの改正の必要がない。	1: IDT		無	JIS B 0011- 2:1998	確認	2018/10/2	2 経産	基盤技術	×	×	- IS	SO 6412-2:1989	IDT	1998/01/20	
JIS B 0011-3:1998	製図―配管の簡略図示方法―第3 部:換気系及び排水系の末端装置	確認	技術的な環境変化が生じていないため、現時点ではJISの改正の必要がない。	1: IDT		無	JIS B 0011- 3:1998	確認	2018/10/2	2 経産	基盤技術	×	×	- Is	GO 6412-3:1993	IDT	1998/01/20	
JIS B 0021:1998	型品の幾何特性仕様(GPS)—幾何公差表示方式—形状,姿勢,位置及び振れの公差表示方式	改正	これから改正に着手し、改正公示となるのが来年度となるため。	1: IDT		無	JIS B 0021:1998	確認	2018/10/2	2 経産	基盤技術	×	×	× IS	SO/DIS 1101:1996	IDT	1972/02/01	1998/01/20
JIS B 0024:2019	製品の幾何特性仕様(GPS)—基本原則—GPS指示に関わる概念、原則及び規則	確認	対応国際規格が改正、廃止等されていない とともに、技術的な環境変化も生じていない ため、現時点ではJISの改正の必要がない。	2: MOD		無	JIS B 0024:2019	改正	2019/2/20	経産	基盤技術	0	-	× IS	SO 8015:2011	MOD	1988/09/01	2019/02/20
JIS B 0025:1998	製図—幾何公差表示方式—位置度 公差方式	確認	これから改正に着手し、改正公示となるのが再来年度以降となるため、確認する。	1: IDT		無	JIS B 0025:1998	確認	2018/10/2	2 経産	基盤技術	×	×	× IS	O/DIS 5458:1994	IDT	1991/03/01	1998/01/20
JIS B 0026:1998	製図―寸法及び公差の表示方式― 非剛性部品	廃止	これから廃止に着手し、来年度中に廃止公示予定であるため。 【廃止する理由】 JIS B 0021改正に内容を取り込む予定のため、同規格の改正に伴い、廃止を予定してしいる。	1: IDT		無	JIS B 0026:1998	確認	2018/10/2	2 経産	基盤技術	×	0	- IS	SO 10579:1993	IDT	1998/01/20	
JIS B 0051:2004	製図―部品のエッジ―用語及び指示方法	改正	改正に着手しており、本年度中に改正公示 予定であるため。	1: IDT		無	JIS B 0051:2004	確認	2018/10/2	2 経産	基盤技術	×	0	× IS	O 13715:2000	IDT	2004/03/20	

2023年度に見直し期限を迎えるJISの見直し(案)(基本分野)

							【JIS書誌情報】							参照文書の記号の						
		公示予定(確認,改正,廃			***			書誌情報								(文 書 査結果)	◎ 当該JIS発効時 続している。× 当該JIS発効時 正及び/又は廃 ー 当該JISに参照3	J降、参照文書の 上されている(明	一部及び/又は全	全てが、改
規格番号	規格名称	止又は"一"を入 力)	左記理由	対応国際規格との整合	備考	素案作成団体	1016-27-0-14	最新 公示		主務大臣	専門 委員会									
							規格番号及び 西暦年	種類	年月日			対応国際規格	I用 引用 国際 規格	対応国際規格	対応国際規格 の同等性	JIS制定 年月日	JIS最新 改正日			
JIS B 0672-1:2002	製品の幾何特性仕様(GPS)—形体 —第1部:一般用語及び定義		これから改正に着手し、改正公示となるの が再来年度以降となるため、確認する。	1: IDT		無	JIS B 0672- 1:2002	確認	2018/10/2	2 経産	基盤技術	×	- -	ISO 14660-1:1999	IDT	2002/09/20				
JIS B 0672-2:2002	製品の幾何特性仕様(GPS)—形体 —第2部:円筒及び円すいの測得中 心線,測得中心面並びに測得形体 の局部寸法		これから改正に着手し、改正公示となるの が再来年度以降となるため、確認する。	1: IDT		無	JIS B 0672- 2:2002	確認	2018/10/2	2 経産	基盤技術	×		ISO 14660-2:1999	IDT	2002/09/20				
JIS B 0681-3:2019	製品の幾何特性仕様(GPS)―表面性状:三次元―第3部:仕様オペレータ	確認	規定内容の変更の必要がないため。	2: MOD		無	JIS B 0681- 3:2019	制定	2019/2/20) 経産	基盤技術	0	(a) ×	ISO 25178-3:2012	MOD	2019/02/20				
JIS B 0684-1:2019	製品の幾何特性仕様(GPS)―平面 度―第1部:用語及びパラメータ		対応国際規格が改正、廃止等されていない とともに、技術的な環境変化も生じていない ため、現時点ではJISの改正の必要がない。	2: MOD		無	JIS B 0684- 1:2019	制定	2019/2/20) 経産	基盤技術	0	-	ISO 12781-1:2011	MOD	2019/02/20				
JIS B 0684-2:2019	 製品の幾何特性仕様(GPS)―平面 度―第2部:仕様オペレータ		対応国際規格が改正、廃止等されていない とともに、技術的な環境変化も生じていない ため、現時点ではJISの改正の必要がない。	2: MOD		#	JIS B 0684- 2:2019	制定	2019/2/20) 経産	基盤技術	0	× ©	ISO 12781-2:2011	MOD	2019/02/20				
JIS B 0721:2004	機械加工部品のエッジ品質及びその等級		技術的な環境変化が生じていないため、現 時点ではJISの改正の必要がない。	5: 無(提無)対応国際規格が存在せず、国際規格に提案しないもの。		**	JIS B 0721:2004	確認	2018/10/2	2 経産	基盤技術	-	x -			2004/03/20				
JIS B 0904	テーパ比1:10円すい軸端	確認	これから改正に着手し、改正公示となるのが再来年度以降となるため、確認する。	5: 無(提無)対応国際規格が存在せず、国際規格に提案しないもの。		無	JIS B 0904	確認	2018/10/2	2 経産	基盤技術	-	x -			1966/03/01	2009/03/20			
JIS B 7440-1:2003	製品の幾何特性仕様(GPS)—座標 測定機(CMM)の受入検査及び定 期検査—第1部:用語		技術的な環境変化が生じていないため、現時点ではJISの改正の必要がない。	1: IDT		無	JIS B 7440- 1:2003	確認	2018/10/2	2 経産	基盤技術	×		ISO 10360-1:2000	IDT	2003/03/20				
JIS B 7440-2:2013	製品の幾何特性仕様(GPS)—座標 測定機(CMM)の受入検査及び定 期検査—第2部:長さ測定		対応国際規格が改正、廃止等されていないとともに、技術的な環境変化も生じていないため、現時点ではJISの改正の必要がない。			無	JIS B 7440- 2:2013	確認	2018/10/2	2 経産	基盤技術	0	× ©	ISO 10360-2:2009	IDT	1997/11/20	2013/10/21			
JIS B 7440-3:2003	製品の幾何特性仕様(GPS)—座標 測定機(CMM)の受入検査及び定 期検査—第3部:ロータリテーブル付 き座標測定機		対応国際規格が改正、廃止等されていない とともに、技術的な環境変化も生じていない ため、現時点ではJISの改正の必要がない。	1: IDT		*************************************	JIS B 7440- 3:2003	確認	2018/10/2	2 経産	基盤技術	0	x -	ISO 10360-3:2000	IDT	2003/03/20				
JIS B 7440-6:2004	製品の幾何特性仕様(GPS)—座標 測定機(CMM)の受入検査及び定 期検査—第6部:ソフトウェア検査		技術的な環境変化が生じていないため、現時点ではJISの改正の必要がない。	1: IDT		無	JIS B 7440- 6:2004	確認	2018/10/2	2 経産	基盤技術	×	x -	ISO 10360-6:2001	IDT	2004/03/20				

2023年度に見直し期限を迎えるJISの見直し(案)(基本分野)

								【JIS書誌情報】							参照文書の記号の	説明:							
	AT 16 A T	公示予定 (確認, 改正, 廃							李安 佐战田 伏					書誌情報					照 文 書 調査結り	正及び/又は廃	以降、参照文書の 止されている(5)一部及び/又は全	さてが、改
規格番号	規格名称	止又は"一"を入 力)	左記理由	対応国際規格との整合	備考	素案作成団体		+0+40 === 0.71°	最新	公示	主務大臣	専門 委員会											
								規格番号及び 西暦年	種類	年月日			対応 国際 規格	引用 JIS 規	用 際 対応国際規格 格	対応国際規格 の同等性	JIS制定 年月日	JIS最新 改正日					
	製品の幾何特性仕様(GPS)—座標 測定システム(CMS)の受入検査及 び定期検査—第12部:多関節アー ム座標測定機(CMM)		対応国際規格が改正、廃止等されていない とともに、技術的な環境変化も生じていない ため、現時点ではJISの改正の必要がない。	1: IDT		無		JIS B 7440- 12:2019	制定	2019/2/20	経産	基盤技術	0	0	ISO 10360- 12:2016	IDT	2019/02/20						
	製品の技術文書情報(TPD)―長さ 寸法及び角度寸法の許容限界の指 示方法	確認		5: 無(提無)対応国際規格が存在せず、国際規格に提案しないもの。		無		JIS Z 8318:2013	確認	2018/10/22	経産	基盤技術	-	×			1984/03/01	2013/06/20					

日本産業規格作成審議経過報告書(確認)

1. 確認の申出を行う日本産業規格

JIS ● ●●●● ●●●●●●● 外●件(別紙1のとおり)

2. 確認の申出を行う日本産業規格に係る主務大臣

経済産業大臣専管

3. 確認の理由

別紙1の日本産業規格は、産業標準化法第17条の規定による見直し期限を2023年度に迎えるものであるが、認定産業標準作成機関として、関係各方面の意見を調査し検討した結果、現行の日本産業規格がなお適正であると認められることから、確認すべきものとして申出する。

4. 確認の申出を行う日本産業規格の作成及び審議に関する事項

- (1) 認定產業標準作成機関名;一般財団法人日本規格協会(JSA)
- (2) 法令上の区分; 産業標準化法第16条において準用する同法第14条第1項に基づく申出
- (3) 産業標準作成委員会名;
 - ●●分野産業標準作成委員会
- (4) 産業標準作成委員会の委員構成表及び開催状況; 別紙2に記載のとおり。
- (5) 作成審議経過 別紙 2 に記載のとおり。

以上

確認の申出を行う日本産業規格

No.	規格番号	規格名称
1	••••	•••••
2	••••	•••••
3	••••	•••••
4	••••	•••••
5	••••	•••••
6	••••	•••••
7	••••	•••••
8	••••	•••••
9	••••	•••••
10	••••	•••••

- 1. 産業標準作成委員会の委員構成表
- 1. 1 ● 分野産業標準作成委員会構成員名簿

	氏名	所属	種別
(委員長)	•• ••	••••	中立者
(委員)	•• ••	••••	
	•• ••	•••••	
	••••	••••	
	••••	••••	生産者
	••••	••••	
	••••	••••	
	••••	••••	
	••••	••••	使用者
	••••	•••••	
	•• ••	••••	
(関係者)	•• ••	•••••	_
(事務局)	•• ••	一般財団法人日本規格協会	
	••••	一般財団法人日本規格協会	
	•• ••	一般財団法人日本規格協会	

2. 委員会開催状況

開催年月日	委員会区分	出席者数又は回答者数(名)
2023年12月●日(予定)	産業標準作成委員会	●/●

- 3. 作成審議経過(予定)
 - ①産業標準案作成対象テーマの審議 (JIS 見直しの審議)、並びに 産業標準案の作成及び審議 (確認の申出に係る審議);

2023 年 12 月●日 産業標準作成委員会議決

②JIS 作成予定一覧表の公表;

2023 年 12 月●日~申出予定日(2024 年 2 月下旬)まで JSA ウェブサイト掲載

③利害関係者の産業標準作成委員会への参加の確保;

2023 年 12 月●日~申出予定日(2024 年 2 月下旬)まで JSA ウェブサイト掲載

④異議申立ての機会の確保;

2023 年 12 月●日~申出予定日(2024 年 2 月下旬)まで JSA ウェブサイト掲載

⑤議事録及び委員会資料の公開;

2023 年 12 月●日 JSA ウェブサイト掲載

4. 利害関係者の産業標準作成委員会への参加に関する内容 (予定)

参加: 無

5. 異議申立てに関する内容及び結果 (予定)

異議申立ての有無: 無

一般財団法人日本規格協会

産業標準案作成経過報告書 (廃止)

1. 日本産業規格の)番号及び名称
------------	---------

規格番号 ●●●●●

規格名称 ●●●●●●●●●

2. 主務大臣

経済産業大臣

- 3. 廃止の理由等に関する事項
 - (1) 廃止の理由

••••••

(2) 廃止となる規格の移行先がある場合には、移行先の規格番号

••••

(3) 強制法規・公共調達基準等への引用

••••

(4) JISマーク表示制度の適用の有無

••••

4. 産業標準案作成に関する事項

(1) 産業標準案作成状況

認定産業標準作成機関
一般財団法人日本規格協会(JSA)

- (2) 産業標準作成委員会名
- ●●分野産業標準作成委員会
- (3) 産業標準作成委員会構成

a. 生産者側委員 ●名

b. 使用消費者側委員 ●名

c. 販売側委員 ●名

d. 中立者側委員 ●名

備考)産業標準作成委員会の構成表及び開催状況(WGがある場合は、WGを含む。)並びに作成審議経過(別紙に記載のとおり)

1. 産業標準案名

••••••

- 2. 産業標準作成委員会の構成表
- 2. 1 情報分野産業標準作成委員会

	氏名	所属	種別
(委員長)	••••	••••	中立者
(委員)		••••	
		••••	
	••••	••••	
		••••	
	••••	••••	生産者
	••••	••••	
	••••	••••	
		••••	使用者
	••••	••••	
(関係者)	••••	••••	_
(事務局)	•• ••	一般財団法人日本規格協会	
	••••	一般財団法人日本規格協会	
	••••	一般財団法人日本規格協会 TPM	7

3. 委員会開催状況

開催年月日	委員会区分	出席者数(名)
2023年12月●日(予定)	産業標準作成委員会	●/●

- 4. 作成審議経過(予定)
 - ①産業標準案作成対象テーマの審議、並びに

産業標準案の作成及び審議;

2023年12月●日 産業標準作成委員会議決

②JIS作成予定一覧表の公表;

2023年12月●日~申出予定日(2024年7月上旬)までJSAウェブサイト掲載

③利害関係者の産業標準作成委員会への参加の確保;

2023年12月●日~申出予定日(2024年7月上旬)までJSAウェブサイト掲載

④異議申立ての機会の確保;

2023年12月●日~申出予定日(2024年7月上旬)までJSAウェブサイト掲載

⑤意見受付公告:

2023年12月●日~2024年2月●日までJSAウェブサイト掲載

⑥議事録及び委員会資料の公開;

2023年12月●日 JSAウェブサイト掲載

5. 利害関係者の産業標準作成委員会への参加に関する内容(予定)

参加: 無

6. 異議申立てに関する内容及び結果(予定)

異議申立ての有無: 無

7. 意見受付公告に関する内容及び結果(予定)

意見受付の有無: 無